

在宅指掌紋等取扱要領の制定について

発出年月日：平成15. 6. 20

文書番号：沖例規鑑 4

公表範囲：概要

この要領は、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）により取り扱う死亡原因が犯罪に起因しないと認められる死体のうち、身元が明かでない死体（以下「身元不明死体」という。）の身元確認のため、当該身元不明死体指掌紋等と対照する在宅指掌紋等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。